

【概要】「電気工事士法施行規則」の一部改正について

平成28年1月28日
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 現行の制度の概要

- 電気工事士法（昭和35年法律第139号。以下「法」という。）第3条では、電気工事士免状等の交付を受けている者でなければ、「保安上支障が無いと認められる作業」を除き、一般用電気工作物等に係る電気工事の作業に従事することができないとしている。
- 当該「保安上支障が無いと認められる作業」の具体的な内容については、電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第2条で定めている。

2. 改正の背景・改正内容

- 平成27年7月19日に、鳥獣による植物への被害の防止を目的として設置された「自作」の電気さく^(※)による感電死傷事故が発生した。
(※) 屋外において裸電線を固定して施設したさくであって、その裸電線に充電して使用するものをいう。
- 電気さくについては、法に基づく技術基準を満たす必要があるが、当該「自作」の電気さくについては、適切な措置が講じられていなかった可能性があることが確認された。
- 一方、電気さくの設置に係る工事については、前述の「保安上支障が無いと認められる作業」に位置づけられており、電気工事士が作業を行うことは求めていない。その結果、不適切な「自作」の電気さくであっても、自由に設置することができるとの誤解を与えている懸念がある。
- このため、事故の防止を図る観点から、電気さくに係る「保安上支障が無いと認められる作業」について、「安全対策が施された電気さく用電源装置を用いた電気さくの設置の作業」に限定するよう改正を行い、不適切な「自作」の電気さくが設置されることのないようにする。

3. スケジュール

平成27年12月 産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会
平成28年1月28日～2月26日 パブリックコメント
平成28年3月目途 公布
平成28年6月目途 施行

4. 参考

産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会（第11回）配布資料

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/denryoku_anzen/pdf/011_03_00.pdf

以上

○電気工事士法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（軽微な作業） 第二条 法第三条第一項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる作業以外の作業</p> <p>イ 電線相互を接続する作業（電気さく（定格一次電圧三百ボルト以下であつて感電により人体に危害を及ぼすおそれがないように出力電流を制限することができる電気さく用電源装置に接続されたものに限る。以下同じ。）の電線を接続するものを除く。）</p> <p>ロ ヲル（略）</p> <p>ヲ 電圧六百ボルトを超えて使用する電気機器に電線を接続する作業</p> <p>2 二（略）</p>	<p>（軽微な作業） 第二条 法第三条第一項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる作業以外の作業</p> <p>イ 電線相互を接続する作業（電気さくの電線を接続するものを除く。）</p> <p>ロ ヲル（略）</p> <p>ヲ 電圧六百ボルトを超えて使用する電気機器（電気さく用電源装置を除く。）に電線を接続する作業</p> <p>2 二（略）</p>

○電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)(抄)

(用語の定義)

第二条 この法律において「一般用電気工作物」とは、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。

2 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物(発電所、変電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備(電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内(発電所又は変電所の構内を除く。))に設置する電気工作物(同法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。))の総合体をいう。))その他の経済産業省令で定めるものを除く。))をいう。

3 この法律において「電気工事」とは、一般用電気工作物又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、政令で定める軽微な工事を除く。

4 この法律において「電気工事士」とは、次条第一項に規定する第一種電気工事士及び同条第二項に規定する第二種電気工事士をいう。

(電気工事士等)

第三条 第一種電気工事士免状の交付を受けている者(以下「第一種電気工事士」という。))でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事(第三項に規定する電気工事を除く。第四項において同じ。))の作業(自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。))に従事してはならない。

2 第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けている者(以下「第二種電気工事士」という。))でなければ、一般用電気工作物に係る電気工事の作業(一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。))に従事してはならない。

3 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める特殊なもの(以下「特殊電気工事」という。))については、当該特殊電気工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者(以下「特種電気工事資格者」という。))でなければ、その作業(自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。))に従事してはならない。

4 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める簡易なもの(以下「簡易電気工事」という。))については、第一項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者(以下「認定電気工事従事者」という。))は、その作業に従事することができる。

(電気工事士等の義務)

第五条 電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事するときは電気事業法第五十六条第一項の経済産業省令で定める技術基準に、自家用電気工作物に係る電気工事の作業(第三条第一項及び第三項の経済産業省令で定める作業を除く。))に従事するときは同法第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合するようにその作業をしなければならない。

2 電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、前項の電気工事の作業に従事するときは、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証を携帯していなければならない。

○電気工事士法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第九十七号) (抄)

(軽微な作業)

第二条 法第三条第一項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ 電線相互を接続する作業(電気さくの電線を接続するものを除く。)

ロ がいしに電線(電気さくの電線及びそれに接続する電線を除く。ハ、ニ及びチにおいて同じ。)を取り付け、又はこれを取り外す作業

ハ 電線を直接造営材その他の物件(がいしを除く。)に取り付け、又はこれを取り外す作業

ニ 電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業

ホ 配線器具を造営材その他の物件に取り付け、若しくはこれを取り外し、又はこれに電線を接続する作業(露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。)

ヘ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業

ト 金属製のボックスを造営材その他の物件に取り付け、又はこれを取り外す作業

チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に金属製の防護装置を取り付け、又はこれを取り外す作業

リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付け、又はこれらを取り外す作業

ヌ 配電盤を造営材に取り付け、又はこれを取り外す作業

ル 接地線(電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。)を自家用電気工作物(自家用電気工作物のうち最大電力五百キロワット未満の需要設備において設置される電気機器であつて電圧六百ボルト以下で使用するものを除く。)に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極(電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。)とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

ヲ 電圧六百ボルトを超えて使用する電気機器(電気さく用電源装置を除く。)に電線を接続する作業

二 第一種電気工事士が従事する前号イからヲまでに掲げる作業を補助する作業

2 法第三条第二項の一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ 前項第一号イからヌまで及びヲに掲げる作業

ロ 接地線を一般用電気工作物(電圧六百ボルト以下で使用する電気機器を除く。)に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

二 電気工事士が従事する前号イ及びロに掲げる作業を補助する作業

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。以下同じ。)に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く。

一 他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物(これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む。)であつて、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

二 構内に設置する小出力発電設備(これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。)であつて、その発電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

三 前二号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

2 前項において「小出力発電設備」とは、経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいうものとする。

3 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

4 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

(事業用電気工作物の維持)

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。

一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

二 事業用電気工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること。

三 事業用電気工作物の損壊により一般電気事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

四 事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

(技術基準適合命令)

第五十六条 経済産業大臣は、一般用電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術基準に適合するように一般用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

2 第三十九条第二項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、前項の経済産業省令に準用する。